

通 知
文 科 省

上回った授業時数

体制を整えないまま
実施を行うべきでない

「臨時休校」二か月分以上の授業を回復しようと、各市町、各校で様々なことが行われています。

文科省が昨年4月に、「教育課程の編成（＝学校の授業時数と時間割を決めること）」についての調査（平成29年度分）を発表した「通知」があります。

この「通知」は、今進んでいる「授業時数確保」の中でとても参考になります。

「文科省でさえ無理しなくいい」旨のことを言っています。

「通知」(一)

学校は「標準」を

超えている

この調査で明らかになったことは、多くの学校で

文科省が決めた「標準授業時数」（以下「標準」と略す）を上回っているということです。

■ 小学校五年生の年間授業時数（平均）は1040時間です。当時の「標準」は980時間で、今は中学校と同じ1015時間です。

現在の「標準」からみても25時間上回っています。

■ 中学校一年の年間授業時数（平均）1061時間です。

「標準」は1015時間なので、46時間上回っています。

「通知」(二)
体制なき計画は
実施せず

調査結果をふまえて文科省の「通知」は、

『我が国の将来を担う子供たちの教育は教師にかかっており、上述の授業時数の実績は、教師が崇高な使命を持つて授業を実施されたことを示すものにほかなりません。』

との中央教育審議会（中教審）答申を引用して、教職

員の「奮闘」を高く評価しています。

そしてさらに、各学校の指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成実施は行うべきではなく、と述べています。

この指摘は、まさに今の学校や教職員の実態をあらわしています。

本務としての授業以外に、「人」の支援がほばないまま、次々に新たな「業務」を行っている現状は、まさに文科省が言う「指導体制を整えないまま」に該当すると言わざるを得ません。

「通知」(三)

不測の事態も考慮

さらに「通知」は、

標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの

災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態によ

り当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に



反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。』と断言しています。

様々な災害等を経て出されたこの「通知」には、子ども、生徒や教職員の実態が反映されています。

標準への

回復を基準に

泉北のある教育委員会は、授業時数の回復基準を「標準」にしています。

逆に、「例年並みの授業時数の確保」と称して、「標準」を上回る時数確保を暗に示唆している教育委員会もあると聞きます。

それは、例えば7時間授業実施時にも、ずいぶんと実態が違います。

子ども、生徒の実態にあった教育課程の編成が今こそ大切です。

- 小学校の標準授業時数
4年生以上
1015時間
- 中学校の標準授業時数
すべて
1015時間

「授業時数の回復」
についての
高石市教委の回答

教育課程の編成権は学校にあります。

学校ごとに授業時数の回復に取り組んで頂いて結構です。

授業時数回復の方法や期間については、保護者に対して説明責任が果たせるものにしてください。

【組合から一言】「高石市立の学校は責任もって実施しています」と市教委から保護者に言って下さい。